

広報 おぐに



今月号のおもな内容

- *55年度予算の
つかいみち…2~4ページ
- *おとしのおもな
行事…6~7ページ
- *選挙の
はなし…8~9ページ
- *年金・税・
求職受理…10~11ページ
- *ひろば…14~15ページ
- *おしらせの
ページ…16ページ

No. 132

'80

4/15

きょうから1年生!

役場のサイレンは

朝6時
5月1日より年間通じて 昼11時 に鳴ります
夕5時

町の人口 3月31日現在 () 前月比
男 4,601人 (-15) 女 4,765人 (-43) 計 9,366人 (-58) 世帯数 2,270 (-5)

発行 小国町役場 (☎ 越後小国 (025895) 3111 (代)) 編集 総務課庶務係

広報伝言板

4月	行事	5月	行事
15 (火)	1歳半児検診	1 (木)	
16 (水)		2 (金)	狂犬病予防注射
17 (木)	3歳児検診	3 (土)	憲法記念日 町成人式 森林公園オープン
18 (金)	3歳児検診	4 (日)	
19 (土)		5 (月)	こどもの日 町民ハイキング (八石山)
20 (日)	野球審判講習 軟式テニス講習会	6 (火)	心配ごと相談日 婦人健康教室 移動交通事故相談日 (柏崎市役所10~15時)
21 (月)	献血(10時~15時 就改センター)	7 (水)	剣道教室
22 (火)	1歳半児検診 心配ごと相談日 婦人健康教室開講式	8 (木)	
23 (水)	剣道教室 出稼者出張求職受理	9 (金)	補聴器修理相談 (10時~役場)
24 (木)	三種混合ワクチン 体育指導委員会	10 (土)	卓球教室
25 (金)		11 (日)	
26 (土)		12 (月)	卓球教室
27 (日)	町消防訓練	13 (火)	心配ごと相談日 婦人健康教室
28 (月)		14 (水)	出稼者出張求職受理日 剣道教室 OKSCハイキング
29 (火)	天皇誕生日 心配ごと相談日	15 (木)	
30 (水)	狂犬病予防注射 剣道教室		

*心配ごと相談所 (☎2027) 延命荘内

おしらせ
の
ページ

成人式のおしらせ

- とき…5月3日(憲法記念日)
午前8時~午後5時
- ところ…弥彦神社(町で送迎します)
- 対象者…昭和34年4月2日~昭和35年
4月1日に生まれた方。

対象者には、通知をさしあげましたが、届かなかった方は教育委員会へご連絡ください。

なお、当町出身者で現在町外に居住している方は、事前に連絡していただけば出席できます。 教育委員会(☎3575)

機械設備貸与制度受付開始

- *設備価額…20万円以上 1,500万円以下
 - *貸与償料…年5パーセント
 - *返済期間…4年半
 - *申込期限…予算満額となるまで
- 詳しくは、役場産業開発課 (☎3111)
または、(財)県中小企業振興公社
(☎0252 22-0025)

中小企業設備 近代化資金など募集

- 〈資金名〉
- ・中小企業設備近代化資金
 - ・中小企業設備合理化資金
 - ・中小商業近代化資金
- 申請期限…昭和55年10月31日
詳しくは、役場産業開発課 (☎3111)
または、県商工労働部商業振興課・工業
振興課・商業企画課へ。

人権擁護委員に 中島猛さん

3月1日付で中島 猛(太郎丸)さんが法務大臣より人権擁護委員の委嘱を受けられました。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために置かれているものです。人権問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。(相談無料) ☎2251

狂犬病予防注射

つぎの日程により、狂犬病予防注射と畜犬登録を行います。生後3ヵ月以上の犬は、毎年春と秋の2回予防注射を受けなければなりません。

愛犬家のみならず、注射と登録を忘れずに……!!

期 日	会 場	時 間
4月30日(水)	小国町農協しりし町支所	10:10~10:30
	小国町農協子谷沢支所	11:00~11:20
	武石公民館前	1:30~2:00
5月2日(金)	八王子町支所前	2:20~2:30
	法本小学校前	10:00~10:15
	上小国診療所前	10:30~11:30
	中央公民館前	1:00~1:30
	役 場	1:40~2:20

- ◎手数料 畜犬登録 2,000円
注 射 料 1,000円
注 射 済 証 300円
計 3,300円

(注) 印鑑・愛犬手帳をお忘れなく。
つり銭のいらぬようお願いします。

- おわび……
先月号のうぶごえ欄
北原大樹・小国沢→新町に訂正します。

昭和55年度
予算きまる

健康で明るく豊かな生きがいのある 町づくりをめざして



- 一般会計 23億4千4百万円
- 国民健康保険特別会計 4億8千2百万円

小国町議会の3月定例会は、3月10日召集され22日まで開かれました。今議会では、昭和55年度一般会計及び

国民健康保険特別会計の予算、昭和54年度各会計の補正予算、条例の制定・改正など審議され、可決されました。

新年度にあたっての町長の施政方針は次のとおりです。

昭和55年度施政方針より（要旨）

前 文

健全財政を基調として編成いたしました昭和55年度一般会計の予算案の規模は、23億4千4百万円となり、前年対比7.2%の伸び率となります。

この性質別内訳は、歳入において自主財源で17.2%、依存財源82.8%歳出においては、投資的経費38.9%、消費的経費35.2%、公債費6.7%、人件費25.2%となりました。特に公債費比率については十分検討を加え、後年次負担とならないよう配慮いたしました。

次に新年度の重点施策について申し上げます。

生活基盤の整備



長岡小国松代線につきまして、これが長岡・長野間の国道として位置づけるため、昇格運動を展開して参りましたが、更に関係機関に積極的に運動を展開し、早期実現を図りたいと思います。

無雪道路計画については、市町村道整備県代行路線として進めております。か所については、原小屋部落まで取付けする考えであり、その事業費は、3千3百万円です。太田九・諏訪間については、用地先行を地域と十分に話し合い推進するとともに、一部事業施行に入りたいと考え、その事業費は、約4千5百万円を予定しております。

柏崎小国線の県道改良工事につきましては、深沢工区より既に陸道に着工、昭和59年度の完了計画で進められておりますが、1日も早く完了するよう最善の努力を傾注して参りたいと存じます。

一般公共事業については、厳しい中で継続事業をはじめ、新規2ヵ所の導入及び生活関連道路の整備を積極的に進めます。

町道の整備については、計画に基づき改良12線 1,842m、舗装17線 2,465m、防雪事業については、今冬の豪雪を契機に防雪事業5ヵ年計画に基づき、国庫補

助3線を含め8線を計画、2,684mを実施、冬期交通確保に努めます。

過年度災害復旧については、町民各位のご協力をいただき、復旧最後の年であり残工事分10ヵ所を早期に復旧します。

冬期道路交通確保のため、昨年に引き続き積雪除雪車の更新を計画、さらに辺地対策として小型ブルドーザーを配置し孤立の解消に対処します。

交通安全対策としては、道路交通環境の点検整備をはじめ、街頭指導により弱者保護対策と運転マナーの向上を図り、さらには家庭における話し合いによる交通安全教育の普及推進により、かつての死亡事故多発の悲惨な現情を2度と繰り返さないため、町民総ぐるみ運動を展開し、事故ゼロに努めて参る所存であります。

農村総合整備モデル事業も3年目を迎え、多目的広場2ヵ所、集落道2線、排水路6ヵ所など8千5百万円を計上いたしました。

救護施設が町に決定し、本年度建設されることになりました。その規模は、敷地面積1ha、本体建築面積2,026㎡、体育館330㎡であり、そこに働く職員は24名程度であり、収容人員は80名に



3月の交通事故

3月1日～3月31日まで

(柏崎警察署・人身事故のみ)

ゼロ

今月の納税

- 国民健康保険税……………第1期
- 軽自動車税……………全期
- 国民年金……………第1期
- 保育料……………4月分

● 数字で見る小国……4月は新入学のシーズンです。今年の新入学は、小学校135人、中学校160人です。10年前の昭和45年の入学は、小学校172人、中学校229人でした。

なる見通しです、心の通った温い施設としての役割を期待いたします。

住宅問題・部落自治、家庭、若者の定着、嫁むこ対策などいろいろな問題が交錯されるなかで、意識調査などを中心に慎重な検討を進めて参りましたが、公営住宅制度による12戸建てアパート1棟を建設し、特に山間豪雪地の後継者対策といたしました。

社会福祉の充実



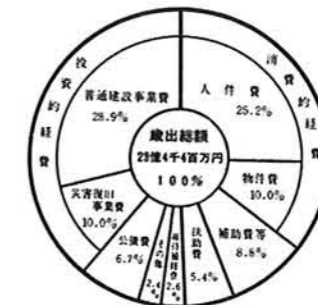
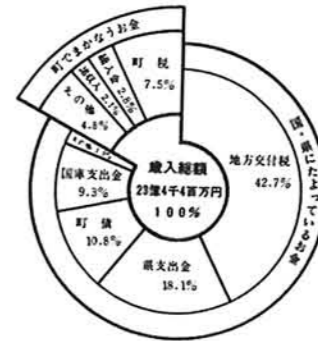
基本は、多様な町民の要請にどう答えるか、豊かで健康な町民生活をいかに実現してゆくかであります。それには、国・県の施策にまつものも大きいものがあります。とりわけ、老人・児童・母子・心身障害者・生活困窮者などに対する各種の施策は、国県制度、さらには町の施策を加えて、より充実したものになりたいと存じます。

救護施設（前段の通り）特別養護老人ホームも出雲崎に建設が進められており55年7月1日開所の運びとなっております。

福祉電話を1人暮らしの老人で低所得の家庭に導入し、安否の確認や話しかけにより孤独感の解消をはかるなどその生活の充実を図り、今後の高齢化社会への移行に備えます。

乳幼児・妊産婦の訪問指導、各種検診による病気の早期発見・早期治療・予防接種など町民の健康管理にも十分配慮いたしております。

一般会計歳入・歳出予算の構成



改築中の小千谷病院についても、当町の利用率が極めて高い中で、建設資金に対する借入れ、利子補給などについて対処いたし、町民の利用がより円滑に行われるよう措置しました。並行して町内医療体制の充実強化がより望まれます。

上小国診療所の医療体制については、予期せぬ結果をまねき、ご迷惑をかけたことは、私の不徳のいたすところであり、心から町民並びに議員各位にお詫言ひ申し上げますと共に、今後の善処方について力を注いで参る決意であります。

産業の振興



産業をめぐる内外の諸情勢は、けだし厳しいものがあります。とりわけ農業及び地域をとりまく現状は、米をめぐる情勢を頂点にして幾多の課題に直面いたしております。

水田利用再編対策は、米の需給動向などから、第1期3年目にして、単年度だけの需給均衡を目指し計画が是正され、

更に第2期以降益々その強化が予測され一段と厳しさが増しております。当町はスタート以来農家の方々のご努力並びに関係機関の真剣な取り組みにより転作目標面積など国の求めに応じ達成することができました。今年の対応は、単に第1期の3年目としてだけでなく、第2期対策への対応の年度として深刻に取り組む必要があります。具体的には、食糧法の堅持を基本に国や県に対し施策の転換を求めながらも米の過剰の現実を重視し対応いたすもので、地域農政の推進を基盤に第1に米の限度数量の確保の問題、第2には転作の問題、そのためには転作目標面積の配分と実績の確保、町転作など実証ほの設置、農家間相互の理解と互助制度の検討、転作物種、共同利用機械施設の整備など、一層検討を深めてまいりたいと存じます。

町単基盤整備事業は、昨年より見直しを図り、助長してまいりましたが、今年より更に水田再編対策とも関連づけながら推進し、その成果を得る所存であります。

6.26水害の復旧状況については、今年度、林業施設1ヵ所、農業用施設は全体の20%弱を残すのみとなりました。また、自力復旧・町単災害復旧事業とも他事業との関連から一部を残すのみになり、それぞれ対処いたしました。

町内企業の実態は、漸く回復のきざしがみられるものの、その実…次ページへ

「出稼ぐや 彼岸すぎでの 日の長さ」

笹崎辰栄（諏訪井）―俳句教室より―

「撥ね起さる 竹の音して 彼岸かな」

品川剛（森光）―俳句教室より―

前ページより…以然として厳しく、企業内部の努力で好転を図っていることは、敬意を表するところであります。

今冬の季節労働者の実態は、ほぼ昨年並であります。ただ、年齢別構成は高齢化へと移行されている現況の中で、しだいに雇用の場がせまくなりつつあります。従来施策を持続しながら、その内容の充実と援護を続けてまいり所存であります。

林業の振興については、公団・公社・町行造林など制度造林の導入により、林業の体質改善を図ってまいったところがあります。第2次林構も事業完了の運びとなり、今後は森林組合を軸により生産性の高い林業振興を進めたいと考えます。

農村地域定住促進対策事業として、本年しいたけ生産施設3棟、下請作業所1棟、多目的集舎施設1棟を計画しております。

教育文化の向上



本年度は、小学校新教育過程実施の年度であり、中学校では56年度実施のための移行年度です。

新しい学習要領では……

- ①人間性豊かな児童生徒の育成
- ②ゆとりあるしかも充実した学校生活
- ③国民として必要な基礎的・基本的な内容の重視と児童生徒の個性や能力に応じた教育

おもな使いみち

歳入費 構成比2.2%	5,261万6千円 +10.4%			町民健康づくり推進費(119万4千円) し尿広域事務組合負担金(657万4千円)
総務費 12.8%	2億9,886万1千円 +17.5%	交通安全対策費(190万6千円) 町民便利帳(120万円) 小回町総合センター建設基金積立(1,091万6千円)	労働費 0.4%	976万4千円 +0.6%
民生費 14.7%	3億4,355万8千円 +51.5%	福祉電話設置(56万3千円) 救護施設負担金(7,000万円) 老人医療費(8,060万円) 救護施設取付道路建設費(1,150万円) 若草保育園増築(1,107万5千円)	農林水産業費 12.2%	2億8,539万9千円 +19.7%
衛生費 4.8%	1億1,286万1千円 -12.2%	成人健康センター渡りカ工(340万円) 水道企業団負担金(175万7千円) 診療所費(5,919万6千円)	商工費 1.7%	3,987万7千円 +24.5%
				は場整備(橋)補助金(50万5千円) 町単基盤整備(600万円) 団体営農道舗装工事(918万3千円) 農村地域定住促進対策事業費(6,299万6千円) 農村総合整備モデル事業費(8,996万円) 稲作転換実習田補償費(300万円) 林地崩壊防止工事(350万円)
				産業育成資金貸付金(2,200万円) 八石山保勝(53万円)

れが早期に平和を基調として解決の道を開くよう特段のご協力をお願い申し上げます。

一般行政経費などについても厳に抑制の方向で対処し、事務経費の節減と予算の効率的な管理運営に努めることを強く自覚するものです。

国民健康保険特別会計



歳入歳出予算の総額4億8千2百万円。

近年における人口の高齢化や医学の進歩などに伴う、医療費が年々増加している反面、国民所得が伸び悩んでいる中で、国保財政は、極めて厳しい現状にさらされております。当町の場合は、高齢者が14%を占め、その医療費は全体の42%にも達しており、国保財政に及ぼす影響は一層深刻なものがあります。これらの財政援助措置として、2千万円の基金繰入れをはじめ、一般会計より4百万円を措置し、その補完を図り、保険料の急激な上昇を抑え、被保険者の負担軽減に対処いたしました。

さらに、高額療養費の貸付制度や受領委任払制度の実施をいたしております。いずれにしても、今後の国保財政には厳しいものがあり、その制度改正の実現のため、国県へ強く訴えて参る所存です。

む す び

以上昭和55年度を迎えるにあたり、対策の重点と所信の一端を申し述べてまいりましたが、町民生活優先の基調を堅持し、真に住民から信頼されるよう日頃からの努力が肝要であります。私以下全職員が公務員たる自覚に立って町政発展に精魂を傾注する決意であります。

◎制定された条例

- 社会体育施設設置条例
総合グラウンドやプール・テニス広場など社会体育施設の設置・使用に関する条例です。
総合グラウンド照明施設(昭55年度完成予定)の使用料は1時間—1,000円。
プール・テニス広場などは無料です。

- 小国町森林公園設置条例
延命寺ヶ原森林公園と園内施設の設置使用に関する条例です。
使用料は、下表の通り。

	宿泊		その他	
	単 位	金 額	単 位	金 額
大 人	1 泊	800円	1 時間	50円
小 人	1 泊	500円	1 時間	30円
1室を占 める場合	1 泊	3,000円	1 時間	200円
			1 日	1,000円

- (注) 1. 小人とは、小学生以下の者をいう。
2. 休憩1時間に満たない場合は、1時間に切りあげる。
また、降雨など避難の場合は除く。

私は、就任以来「健康で明るく豊かな住みよい町づくり」推進のため全精力を注いで参りました。新しい事業の取組み執行にあたっては、厳しくしかも長い道のりの連続でありましたが、議員各位をはじめ、町民各層の温かいご支援をいただき、多面にわたり基づくりへの一歩を踏み出し得たものと信じております。しかしながら、2期目の任期4年がまたたくまに近づいており、これらの事業の

◎改正された条例

- 小国町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(現行) (改正)
議長……月額10万4千円を11万4千円
副議長…月額8万4千円を9万2千円
議員……月額7万3千円を 8万円
昭55年4月1日より
- 小国町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
それぞれ100円～1万6千円の範囲で増額
賃金については、1日4,200円を標準とする。
昭55年4月1日より
- 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正
(現行) (改正)
日当1日につき3,700円を4,200円
(町内旅費日額3,100円を3,300円)
昭55年4月1日より
- 小国町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
(現行) (改正)

肉付けや新しい地方の時代への対処など山積みしております。問題解決のため、再度お役に立ちたいと町政担当の決意をいたしております。何分のご支援とご理解をいただきたいと存じます。どうか、議員各位をはじめ、町民の各位におかれましても、行政ともども、わが町の発展と幸せのため、なお一層のご指導とごべんたつを切にお願い申し上げます所信表明といたします。

助役………月額30万5千円を32万5千円
収入役……月額 29万円を 31万円
昭55年4月1日より

- 小国町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正
(現行) (改正)
教育長……月額27万5千円を 29万円
- 小国町旅費に関する条例の一部改正
日当・交通費など100円～1,500円の範囲で増額
昭55年4月1日より
- 小国町消防団員の定員・任免・給与・服務に関する条例の一部改正
・団員の年報酬が300円～4,000円の範囲で増額
・訓練出勤費用弁償1回3,300円に改正
- 小国町国民健康保険事業運営基金の設置管理に関する条例の一部改正
(現行) (改正)
基金126万円を176万1千円に改正。

◎専決処分報告

- 新潟県町村人事務組合規約の一部改正
組織団体数の増加

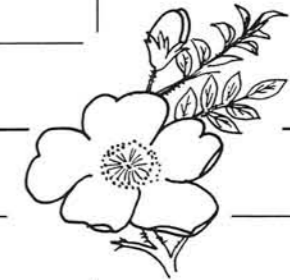
土 木 費 19.7%	4億6,229万5千円 +25.7%	町道新設改良工事(6,121万円) 町道特殊改良工事(3,338万1千円) 町道防雪工事(9,230万円) 除雪車更新…ロータリー(2,290万円) 除雪ドーザー(700万円) 公営住宅建設事業費(1億8万3千円) かけ地危険住宅移転事業費(501万円)		中学校グラウンド土盛工事(150万円) 中学米飯給食施設工事(40万円) 中学米飯給食備品(160万円) 町民水泳プールランド照明(5,607万5千円) 公民館千谷沢分館建設工事(813万円)
消 防 費 3.0%	7,145万7千円 -10.4%	常備消防員負担金(4,873万6千円) 小型動力ポンプ(3台)(264万円)	災害復旧費 9.9%	2億3,298万1千円 -51.0%
教 育 費 11.7%	2億7,363万6千円 +47.0%	上小国小体育館床張替工事(478万6千円) 中里小火災報知器設置工事(150万円) 小国橋小米飯給食施設工事(30万円) 米飯給食用備品(45万円) 中学床張替塗装工事(335万円)	公債費6.7%	1億5,706万8千円 +15.8%
			予備費0.2%	362万7千円 +11.4%
			合 計	23億4,400万円 +7.2%
			100%	

ことしのおもな行事……

月	内 容			
4月	上旬	春の全国交通安全運動 高齢者健康教室 バレーボール審判講習会	ミルク支給・ポリオ	
	中旬	出稼者求職受付開始・総代会	硬式テニス教室 1歳半児検診・3歳児検診	
	下旬	軟式テニス教室・野球審判講習 剣道教室 婦人健康教室	献血、三種混合ワクチン	
5月	上旬	森林公園オープン 成人式	胸部間接撮影 母親学級	
	中旬	OKSCハイキング	ツ反・BCG 三種混合ワクチン	
	下旬	森林組合総会 商工会総会		
6月	上旬	町消防選抜大会 総代会	循環器1次検診 献血・ミルク支給	
	中旬	町民体育大会	日脳子防接種	
	下旬	金婚式ご夫婦招待事業 産業育成資金申込	婦人バトミントン教室 おはようマラソン記録会 高齢者スポーツ大会	三種混合ワクチン
7月	上旬	参議選 郡市消防大会(会場小国)	母親学級	
	中旬	総代会	献血・胃部検診	
	下旬	夏の交通事故防止運動 町戦没者慰霊祭	農委通齢者レクリエーション OKSCゲートボール大会・水泳教室 ナイター施設完成記念大会 会長杯争奪野球大会・町民卓球大会(個)	出稼者検診
8月	上旬	町長・町議選	循環器2次検診・ミルク支給	
	中旬	ふるさと展 農林業センサス林業地域調査	町民野球大会 婦人バトミントン大会	糖尿病検診
	下旬	おはようマラソン記録会 チビッコ大会	老人健康診査(一般)	
9月	上旬	基本選挙人名簿定時登録 総代会	OKSCボーリング大会 軟式テニス大会	母親学級 献血、二種混合ワクチン
	中旬	町民サイクリング	1歳半児検診・3歳児検診	
	下旬	秋の全国交通安全運動 産業育成資金申込	陸上競技記録会 部落対抗野球大会 親子バトミントン教室	三種混合ワクチン

赤十字・みんなのためにどこにでも……5月は赤十字運動月間です!!

月	内 容			
10月	上旬	国勢調査 住民実態調査 出稼者安全就労集会	町民ウォークラリー大会 老人健康診査(精密) 婦人検診・ポリオ 婦人貧血検査・ミルク支給	
	中旬	秋季消防演習	農委町外から稼いでいる方の集い OKSCゲートボール大会 町民バレーボール大会 おはようマラソン記録会 柏崎高齢者スポーツ大会	
	下旬	福祉講演会	親子バトミントン大会 部落対抗卓球大会(団)	三種混合ワクチン 胸部間接撮影 献血・栄養指導車巡回
11月	上旬	産業文化祭	婦人バレーボール大会 部落対抗バレーボール大会 硬式テニスリーグ	母親学級
	中旬		会長杯争奪バレーボール大会	就学児健康診断
	下旬			三種混合ワクチン 麻疹・風疹子防接種
12月	上旬	総代会	剣道大会	ミルク支給
	中旬	冬の交通事故防止運動		
	下旬	出稼者帰省バス 産業育成資金申込・工業統計調査	OKSCシャッフルボード大会	
1月	上旬	新年名刺交換会 出初式 農委選挙人名簿登録申請 保育園入園申込	スキー教室	母親学級
	中旬		町民スキー大会	
	下旬	交通災害共済加入申込開始	OKSCシャッフルボード大会	
2月	上旬	総代会		
	中旬	野兎駆除(希望)		
	下旬	納税相談		
3月	上旬			
	中旬			
	下旬	固定資産税課税台帳確認 産業育成資金申込		



*OKSCとは高齢者スポーツクラブの略称です。

選挙

こんなこと あんなこと 法律で禁じられています

← 公職選挙法などで定められた寄付の禁止などについて →

・公職選挙法や政治資金規正法では、次のような寄付金に関する禁止や、制限の規定があります。

1. 県や市町村と特別の関係がある者の寄付の禁止
- ・次の者はそれぞれの選挙に関し寄付

をしてはなりません。

- ① 県や市町村と、請負など特別の利益を伴う契約の当事者。
- ② 会社などの法人が、県や市町村の利子補給にかかる融資を受けているとき。

2. 候補者などの寄付の禁止

候補者などは、その選挙区域内にある者に対して、いかなる名義であっても寄付をしてはなりません。この場合その寄付が選挙や時期のいかんを問わず禁止されます。



ことばの説明

- 候補者などとは……
候補者または、候補者になろうとする者、公職にある者を含む。
- 後援団体とは……
政党、その他の団体または、その支部で特定の候補者などの政治上の主義施策を支持し、またはそれらの者を推せんし、もしくは支持することが主な活動の団体をいう。

※しかし、会費制の結婚式に招かれた場合に、会費を支払うことはさしつかえない。また、会費制でなくても相手の承諾を得て、提供された料理代など実費程度の金銭を支払うことは、必ずしも規制されるものではない。

- ・寄付を禁止されないもの。
- ① 政党その他の政治団体、または、そ

- の支部に対してする寄付
(ただし、それがその候補者などの後援団体である場合一定期間禁止)
- ② 候補者などの親族に対してする寄付
- ③ 候補者などが専ら政治上の主義・施策を普及するために行う、講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要最少限度の実費補償としてする寄付(旅費・弁当など)

3. 寄付の勧誘・要求の禁止

なにびとも、候補者などに対して、選挙区内にある者への寄付を勧誘し、または親族がするときを除き要求してはなりません。
したがって、祭りや運動会のときに議員などに金品の寄付を要求することは、選挙時であると否とを問わず禁止されています。

4. 候補者などが関係する会社などの寄付の禁止

候補者などが、役員または構成員である会社・その他の法人・団体は、その選挙区内にある者へどのような名義であろうと、候補者などの氏名を表示したり、氏名のわかるような方法で寄付をしてはなりません。
ただし、政党その他の政治団体または、その支部に対して寄付をするときにはこの限りではありません。

5. 候補者などの氏名を冠した団体の寄付の禁止

候補者などの氏名が表示されたり、またその氏名がわかるような名称が表示されている会社・その他の法人・団体は、その選挙のとき選挙区内の者へいかなる名義であっても寄付をすることは禁止されています。
ただし、政党その他の政治団体またはその支部に対して寄付するときは、この限りでない。

6. 後援団体に関する寄付などの禁止

後援団体については次のような規制があります。

- ① 後援団体は次に掲げる期間、その選挙区内の者に対して、いかなる名義であっても寄付をすることが禁止されます。
ただし、後援団体が、政党その他の政治団体やその支部に対してする寄付とか、その候補者などへ寄付をすることはさしつかえありません。

- イ、任期満了による選挙………満了日前90日から投票日まで
- ロ、任期満了以外の選挙
選挙事由発生告示の翌日から投票日まで

- ② 後援団体の総会その他の集会(後援団体を結成するための集会を含む)または、後援団体が行う見学・旅行その他の行事においては、前記①の期間中は、なにびともその選挙区内の者に対し、供応接待をしたり、金銭または、記念品などの物品を供与したりしてはなりません。
ただし、通常一般に用いられる程度の食事の提供はこれに含まれません。
- ③ 候補者などは、①の期間中自分の後援団体に対し、寄付をすることは名目のいかんを問わず禁止されます。

- 7. 政治資金規制法による寄付の制限
政治活動に関する寄付については、政治資金規制法による制限があります。
政治資金規制法上の「政治活動に関する寄付」には、政治団体に対してされる寄付のほか、候補者などの政治活動(選挙運動も含む)による寄付も含まれます。

- ① 寄付の量的制限
(イ)政治活動に関する寄付の総枠規制
● 政党・政治資金団体または候補者などに寄付をするとき
・個人寄付→年間2千万円まで。
・会社・労働組合その他の団体→それぞれ資本金・組合員数・年間経費の額を基準として最高限度1億円まで。
● 政党・政治資金団体以外の政治団体に対して寄付をするときは、前記限度額の2分の1まで。
- (ロ)個別規制
政党及び政治資金団体以外の者(候補者なども含まれる)に対して、同一の者に年間150万円を超えて政治活動に関する寄付をしてはなりません。

これらの制限は、政治団体がする寄付や個人の遺贈による寄付については適用されません。なお、これらの制限に違反して寄付を受けてはなりません。

- ② 寄付の質的制限
(イ)特定会社などのする寄付の制限(内容省略)
- (ロ)外国人などからの寄付の受領の禁止(内容省略)



(イ)匿名の寄付などの禁止
なにびとも、本人以外の名義または匿名で政治活動に関する寄付をしてはなりません。

③ 寄付のあっせんに関する制限
政治活動に関する寄付のあっせんをするときには、相手方に対し業務・雇用などの関係または、組織の影響力を利用して威迫するなど不当にその意志を拘束するような方法であっせん行為をしてはなりません。

また、政治活動に関する寄付のあっせんをする者は、寄付しようとする者の意思に反して、その者の賃金・工賃下請代金などからの控除による方法で寄付を集めてはなりません。

以上選挙に関する「寄付の禁止」規定などについて、拾いあげてみました。紙面の都合で説明の足りない点もありますが今年は、身近な選挙が予定されておりますので参考にしてください。

不明の点は、選挙管理委員会事務局へ。
☎3111

今回は、選挙運動の事前運動や戸別訪問について簡単な例をあげてみたいと思います。

選挙人名簿の 選挙時登録について

季節労働などから帰郷されて、まだ住民登録を済まされていない方は、至急届出ください。
選挙人名簿に登録されるには、転入届の日から3か月以上の住所期間が必要です。今年は、参議選や町長・町議選があります特にご注意ください。

生かそう最後のチャンス!

—特例の納付の締切りは6月30日—

いま、実施されている国民年金の特例納付の期限は、ことしの6月30日です。この特例納付は、国民年金に当然加入しなければならなかったのに加入していなかったり、保険料を長いこと掛け忘れていたために、将来老齢年金を受けられない方について、滞納している保険料をかけた年金権をよみがえらせるものでこれが最後の機会です。

- 特例納付をできる方は………
- ……明治44年4月2日以後生まれた当然加入者。また、次の事情にある方も特例保険料を納めることができます。
- ①国民年金に当然加入しなければならない人が、加入手続きをしなかったとき → いまから加入手続きをして保険料をさかのぼって納める。
- ②国民年金に加入しているけれども、保険料を掛け忘れた期間があるとき。

③いまは、厚生年金などの他の公的年金に加入しているが、前の国民年金加入期間に納め忘れの期間があるとき。ただし、国民年金に任意加入している方、または任意加入できた期間のある方(例えば、サラリーマンの奥さん、他の制度から恩給や老齢年金を受けることのできる本人とその配偶者など)は、この特例により保険料を納めることはできません。特例保険料 → 1ヵ月4千円

- 資金の貸付制度があります
- 一世帯再生資金—
- 無年金者に該当するみなさんのなかには、特別納付で年金権を復活させたいが、その資金の都合がつかなくて………と思案されている方もいるのではないのでしょうか。県ではこのような方のために特別納付の資金貸出制度を行っています。
- 貸付対象者—

無年金者で特例納付することが困難な方、世帯の月収がひとりあたり4万4千円に、その世帯人員数を乗じた額以内であること。

- 貸付額と利率—
- 特例納付に要する保険料の範囲内で、50万円が最高限度額。
- 利率は、据置期間中無利子で、その後は年3%となります。
- 償還方法—
- 貸付金の償還期間は、据置期間(6ヵ月以内)経過後の3年以内で、その方法は、月賦・半年賦または年賦の元利均等償還のいずれか。
- 申込方法—
- 申込期限………昭和55年5月31日
- 申込先………小国町社会福祉協議会(延命荘内 ☎2027)
- ※詳しくは、役場住民課国民年金係まで。(☎3111)

たばこは町内の販売店で買います!!

(たばこ消費税が町に入ります)

○町県民税の改正について

昭和55年度課税分から、町(県)民税の均等割税額がつきのとおり改正されます。

(現行) 1,000円	(町民税 700円 県民税 300円)
(改正) 1,500円	(町民税 1,000円 県民税 500円)

○住宅を新築される方へ

—不動産取得税改正のお知らせ—
住宅を新築したり、新築住宅を購入したとき、不動産取得税(県税)が課税されます。

これまででは、その住宅の評価額から一律に350万円を控除した額の3パーセントが課税されました。税法改正により、今後は床面積が165㎡(約50坪)以下の住宅についてのみ、350万円の控除があり、165㎡をこえる住宅については、控除されないこととなります。

所得税の税額控除(新築後3年間毎年3万円)に加えて、さらに不動産取得税も床面積が165㎡を超えるか超えないかによって税額に10万5千円もの違いがあります。

新築される方は、この点をよくお考えのうえ計画をお立てください。

こどもを交通事故から守りましょう!!

春4月、新入学や新入園のかわいい子が、新しいランドセルやバックを身につけて元気に通学(園)する姿が目に見えるシーズンです。

残念なこと、幼児以外のこどもの交通事故死の1位は、毎年幼稚園児と1年生で占められています。

雪が消え、こどもの行動範囲が広くなり、とび出しや路上遊戯によるこどもの交通事故が多発する時期となりました。

- 自動車の運転者は……
- ・こどもやお年寄りのそばを通るときは、スピードは控え目に、間隔は十分にとってください。
- ・こどもは車が大好きです。車を動かすときは、そばにこどもが居ないか良く確かめてください。
- ・こどものとび出しには常に注意してください。
- また、いろいろな交通規制がありますので標識や標示に注意してこどもの安全を守ってやりましょう。
- 家族の方は……
- こども事故のほとんどは帰宅後です。



こどもの遊び場所は安全な所を選んでやり、道路や交通量の多い道路の付近では遊ばせないようにしましょう。

また、お子さんと一緒に外出するときは、安全教育的な良い機会です。お子さんの手本になり、横断歩道の渡り方や、信号の見方を指導してやりましょう。

- 一般歩行者は……
- こどもは、なんでもおとなのまねをしたがるものです。大人が交通ルールを正しく守り、こどもの手本になりましょう。
- 危ない歩行や、遊びをしているこどもを見かけたら声をかけるか、手を引くなどして安全を守ってやりましょう。

「小国町転作等実証圃」をつくってみたい方は申込みください

町では、今年から「転作等実証圃」を3年継続で実施し、これからの農業を模索してみたいと思います。

内容は次の通りです、希望される方は5月10日までに産業開発課へ申込みください。

1. どのような目的でつくるのか?
米が余り、国が米の需給を制度化し、強化しているとき「米をつくりたくともつけれない」「つくっても売れない」現実が、私達の農業に直面しています。私達は農地をどう有効に利用すればよいのでしょうか、これからの農業を地域に立脚した農業としてすすめるため、土地の有効利用を模索しながら、稲作以外の作物や方法で実証してみようというものです。

2. どのような土地につくるのか?
(1)昭和54年度に水稲を作付した田であること。
(2)平場・山間・中山間地を問わず容易に転作できるほ場を選んでください。ただし、近隣農地の用排水に支障のないようにしてください。
(3)実証圃の面積は、30a(3反)以上で自分の農地でも、借りたものでもよいです。

3. だれが実証するのか?
土地の耕作者のほか、*数人グループでもよいです。また、農業改良普及所や農協の技術指導も行われます。

4. 何をつくって実証するのか?
実証圃をつくられる方の創意と自主性に一任します。

5. 経費はどうなるのか?
(1)10a当り実証圃設置費95,000円、記帳費35,000円合計130,000円が交付されます。
(2)実証圃の耕作費・管理費・収穫物はすべて設置した農家のものとします。
6. 申込みから実証圃設置と成果まで
(1)申込み用紙は、役場産業開発課にあります。
(2)申込みにより協議のうえ、認められたものを「小国町転作等実証圃」とします。
(3)実証圃の成果は、各機関の専門家により検討され、公表するとともに、今後の営農計画に役立たせていただきます。

町単独補助による土地改良事業を希望される方へ

今年も次の要領で町単独の補助制度による土地改良事業を行います。

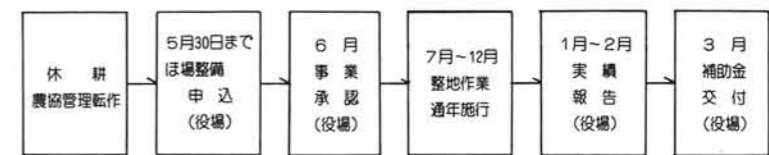
1. 事業種目………ほ場整備・暗渠排水 農道
 2. 実施期………別記
 3. 実施期間………昭和56年3月31日まで
実際には、降雪前までにおよそ工事を完了し春の植付に支障のないようにすること。
 4. 申込み………昭和55年5月10日までに役場産業開発課へ。
 5. その他………昭和54年度で事業実施承認を受けた方は、今まで通りですが、申出により新制度の再承認もいたします。
- ★対象となる地域…3ha未満の小さい団地内で、将来とも国・県の総合開発の対象とならない地域であること。

—実施基準—

	基準面積	補助率(10a当り)
ほ場整備	30a以上を農協管理転作しながら、整地作業を実施すること。共同施行でも良い。	機械経費の半以内 標準事業費………10万円以内 補助額………5万円以上 転作奨励金………4万円以内 転作推進費………4万円以内 合計………13万円以内
暗渠排水	10a以上50m以上の管を伏設すること。	資材費(陶管・塩ビ)の90% 標準事業費………2万2千円以内 補助額………2万円以内
農道新設	受益面積30a以上、巾員3m以内、延長50m以上ほ場整備と同時施行は除外。	機械経費・資材費の半以内 1路線 標準事業費………20万円以内 標準補助額………10万円以内

ほ場整備の1年間

- ・通年工事(転作)で100年の大計を図れば、補助金でおかたの工事が完了しませんか。



集団転作には特典があります

転作は集団転作で!!

水田利用再編対策も3年目を迎え、国の施策も益々強化されることから、町もそれなりに対応しております。

農家の方も、来年以降のことを考え、今年から転作に取り組まれる方も多く存じます。その場合、バラバラに転作するより、地域的に集団で転作することが農用地の利用上や、すべての点でよいことが実証されております。

町も転作の場合集団化していただくため、「集団転作の特典」を設けました。隣の人と話し合い転作するときは、集団で転作されるようおすすめします。

1. 集団転作の場合の基準面積

1 団地50a（5反）以上であること、ただし、地形上50aに若干満たなくともよいです。

2. 集団転作の場合の助成額

(1) 10a 当り96,000円（国の転作奨励金を含む）が交付されます。

ただし、昭和55年度新たに集団転作する場合に限ります。

(2) 集団転作の特典は、転作してから3年間継続します。

3. 集団転作の転作物種は

国の転作奨励金の対象となる作物であること。

(1) 特定作物

ア. 大豆・麦・そば

イ. 飼料作物

(2) 永年性作物

ア. 茶・果樹（りんご・日本なし・栗・桃・くるみ・柿など、その他の果樹（ぶどう・おう桃は除く））

(3) 一般作物

ア. 永年性植物（杉・竹類の林木）

イ. 一般野菜（れんこん・くわい、その他の一般野菜）

ウ. 木本性（植木苗など）

エ. 水田養魚（魚介類の養殖）

オ. 農業用生産施設の敷地（稲作を除く生産施設）



出稼ぎ者

求職受理計画について お知らせ

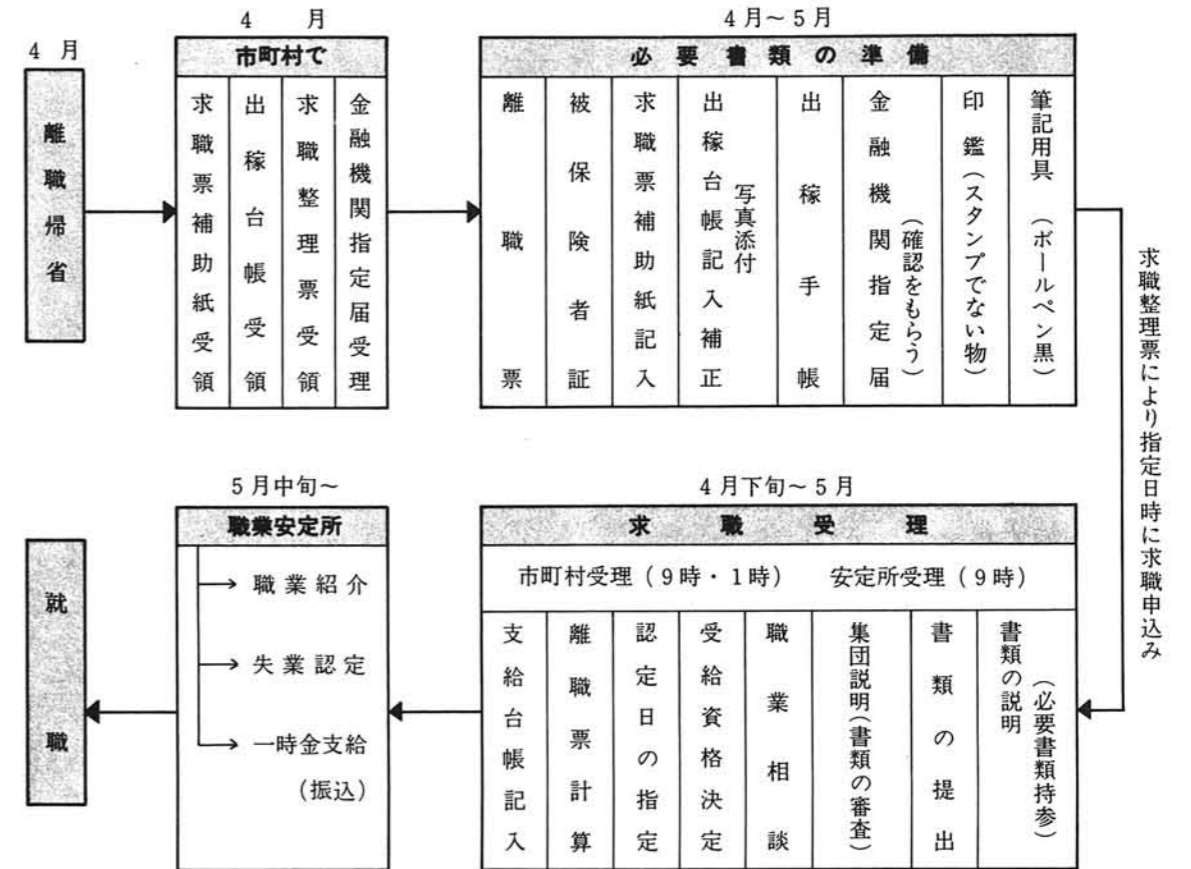
柏崎公共職業安定所

皆さんの帰郷後の求職申込みの受け付けを、本年は次のように計画しておりますので、ご協力をお願いいたします。

● 4月23日(水)と5月14日(水)に小国町就改センターにおいて出張求職受理を行います。出張受理日においてできない方につ

いては、5月上旬以降随時、柏崎職安にて求職受理を行いますので必要書類を準備しておいでください。

← 出稼者の帰郷後の求職受理手順 →



(注) 農繁期に自家就労を継続的に要する者は、原則として農繁期終了後求職を受理する。

繊維産業 最低賃金

※新潟県内で働く繊維産業労働者に適用する新潟県繊維産業最低賃金が次のとおり改正されました。

効力発生日=55年3月14日

1日.....**2,630円**

(時間給の労働者については1時間329円)

1日.....**2,559円**

(時間給の労働者については1時間320円)

◎ただし、次にかける労働者については、

- ① 糸織り、糸始末、清掃その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。
- ② メリヤス製品縫製業又は衣服・その他の繊維製品製造業に係る業務に従事するもの。

① 和装製品製造業のうち、和服製造業。
② 縫製に係る業務に従事する者であって、雇入れ後9ヶ月未満の技能習得中のものについては新潟県最低賃金の2,542円(時間給319円)を適用。

ひろば

*こんなことをのせたら、なにかよいことがありましたら
広報係までおしらせください。(☎3111)

「縄文文化との対話、

—火焰土器の発掘・内山高田さん—

(若野島)

畑から火焰土器が……大字若野島の内山高田さんは、昨年の秋、字郷戸が山地内の畑から、土器や石斧など数十点を掘り出しました。

冬の間にていねいに土を払ったという事で、座敷いっぱい広げた土器の前で内山さんは、「昔から、土器が出るとこだったが、桑畑なので掘れなかった。去年の秋に畑を掘っていたら、コツンという手応えがしたのでそこを掘ってみたら、深さ1mくらいのところでみつかった。やわらかいので、根気よく掘らなければ……」と苦勞話を語ってくれました。

●町教育委員会の話では……

「小国町史にもあるように、郷戸が山一帯には、縄文人が住んでいたらしく、以前にも土器が掘り出されているが、このように大きな火焰土器ははじめて。県の文化行政課に写真を送ったところ、おそらく縄文中～後期(約4千年前)のもので、県内でもめずらしいもの」だということで、今後の発掘や土器の復元がまれます。

土器をじっとみつめながら、「どんな人間が住んでいたのかなあ?」と、ポツリと語った内山さんの心は、遠く縄文時代にとんでいるようでした。

それを作った縄文人と対話してみたい、ふとそんな気がする土器でした。



とんとんかじ

小国の伝説 ⑫

足利義尚のかくれ住んだ所



大字七日町上栗部落の諏訪神社の丘の上に足利義尚の隠れ所と伝えられる所があります。足利義尚は室町幕府第9代目の将軍ですが、その頃京都は応仁の大乱から戦い続きで焼野原でした。歴史の上では、義尚は延徳元年(1489年)に近江の戦いで死んだことになっています。しかし、こっそり逃げて来て上栗に住んでいましたが、やがて亡くなったので墓を

立てたのがこの隠れ所だということです。足利義尚でないかわかりませんが、誰か貴人がかくれ住んだのでしよう。歴史を探索すると義尚の次の10代義隆が越中(富山県)に逃げて来たことは確かなので、この話が誤り伝えられているのかもしれない。

—小国郷土史より—

資料提供…小国町教育委員会

グループ登場

小国町写真クラブ

さと郷

「町民のべり帳」発行へ

町では、役場の仕事内容すべてを載せた、「町民のべり帳」を発行することになりました。

5月上旬に各家庭に配付する予定です。

スポーツ

プール監視員募集

- ◆期間……7月20日頃～8月末日
午後1時～5時(4時間)
- ◆場所……上小国小プール
・町民プール(中学校)
・中央プール(横沢)
・下小国小プール
- ◆募集人員……16名(各プール毎日2名
づつ交替で監視)
- ◆年齢……16歳以上の男子
(どんな泳ぎでもよいから25m以上泳げる方、高校生可)
- ◆賃金……1回 2,100円
- ◆申込み……5月末日まで教育委員会へ
お問い合わせは教育委員会へ(☎3575)



失われゆく小国の自然を記録してゆこうと7年前写真の魅力にとりつかれた数人ではじめたのが、このクラブの始まりです。以来、毎月の定例会のほか、文化祭への出展や撮影会を開いたりしながら、お互いの作品の批評などもしています。現在会員は14人で、中には県展入選の常連も何人かいます。床屋さん、大工さん、農協職員など職業もさまざま、ただ今55年度新規会員募集中、連絡は会長…山岸英俊(千谷沢・☎3458)まで

▶ゴールドメダル大作戦開始

町では、健康づくりカレンダーを作成し全戸に配布しました。毎日の運動を点数で記入しておき、目標点を突破した方にはゴールドメダルをさしあげます。もうすぐ各部落に、あるけ・はしれコースもできます。職場で家庭でまず体を動かしてみましょう。

▶これからの予定

- ◆4月20日(日)…野球審判講習会(総合グラウンド)軟式庭球講習会(午前9時・柏高小国分校)
 - ◆4月22日(火)…婦人健康教室・毎週火曜日・夜7時・中央公民館
19日までに教委へ申込(☎3575)
 - ◆4月23日(水)…剣道教室・毎週水曜日・夕方柏高小国分校
19日までに教委へ申込(☎3575)
 - ◆5月5日(子どもの日)…町民ハイキング(八石方面)
30日までに教委へ申込(☎3575)
- 小国町キングリースポーツクラブより—
毎週水曜日午前9時～11時30分、中央公民館で活動しています。
60歳以上の明治の若い衆、あなたも参加しませんか。

すなっぷ

まだ、2mを超す雪の中、長い伝統をもつ八王子小学校、上小国小学校山野田分校がそれぞれ100年以上の歴史に幕を閉じました。八王子小学校は、4月から中里小学校に、山野田分校は本校の上小国小学校に統合されました。



100年の歴史に幕……

